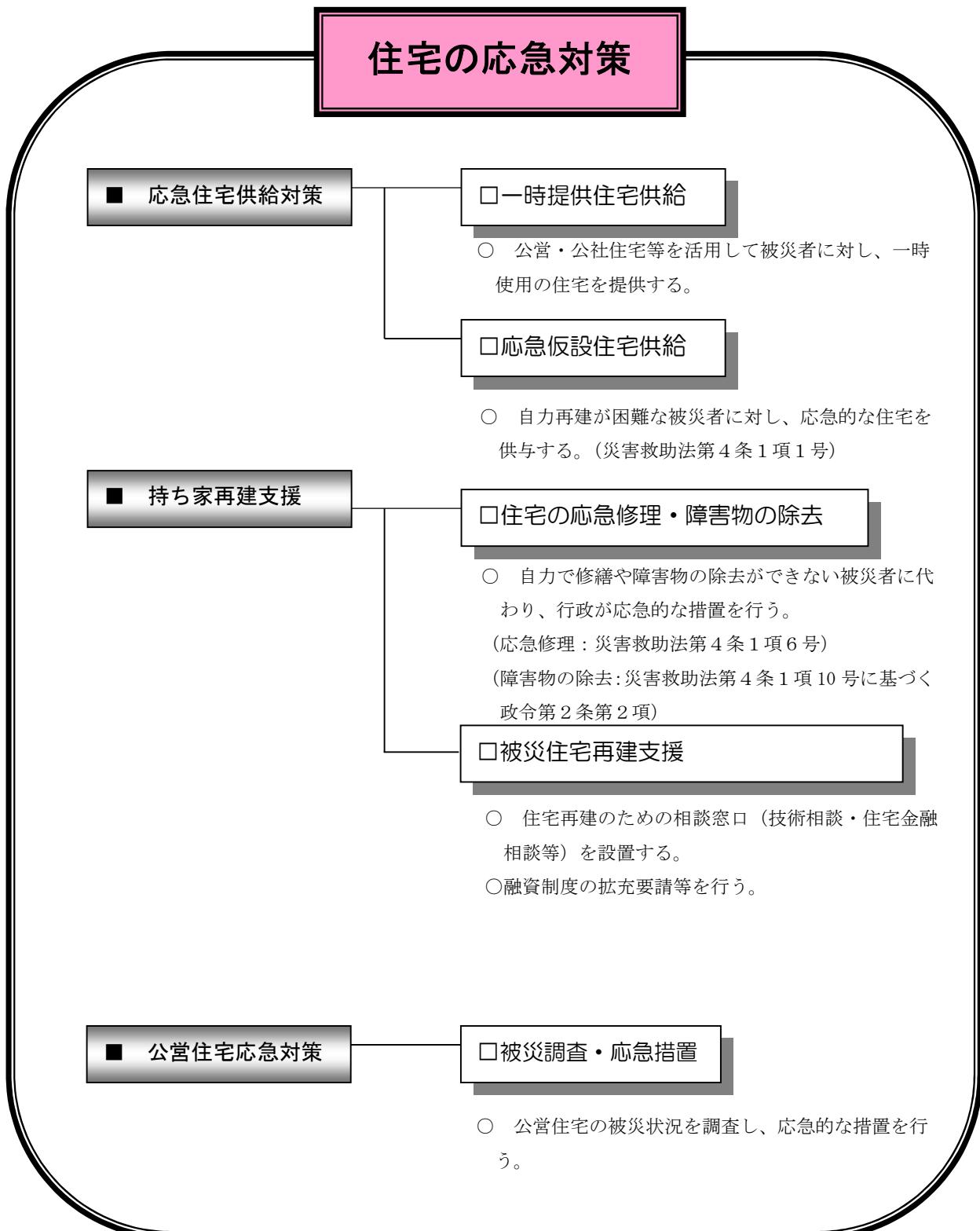


第V章 災害時の住宅対策

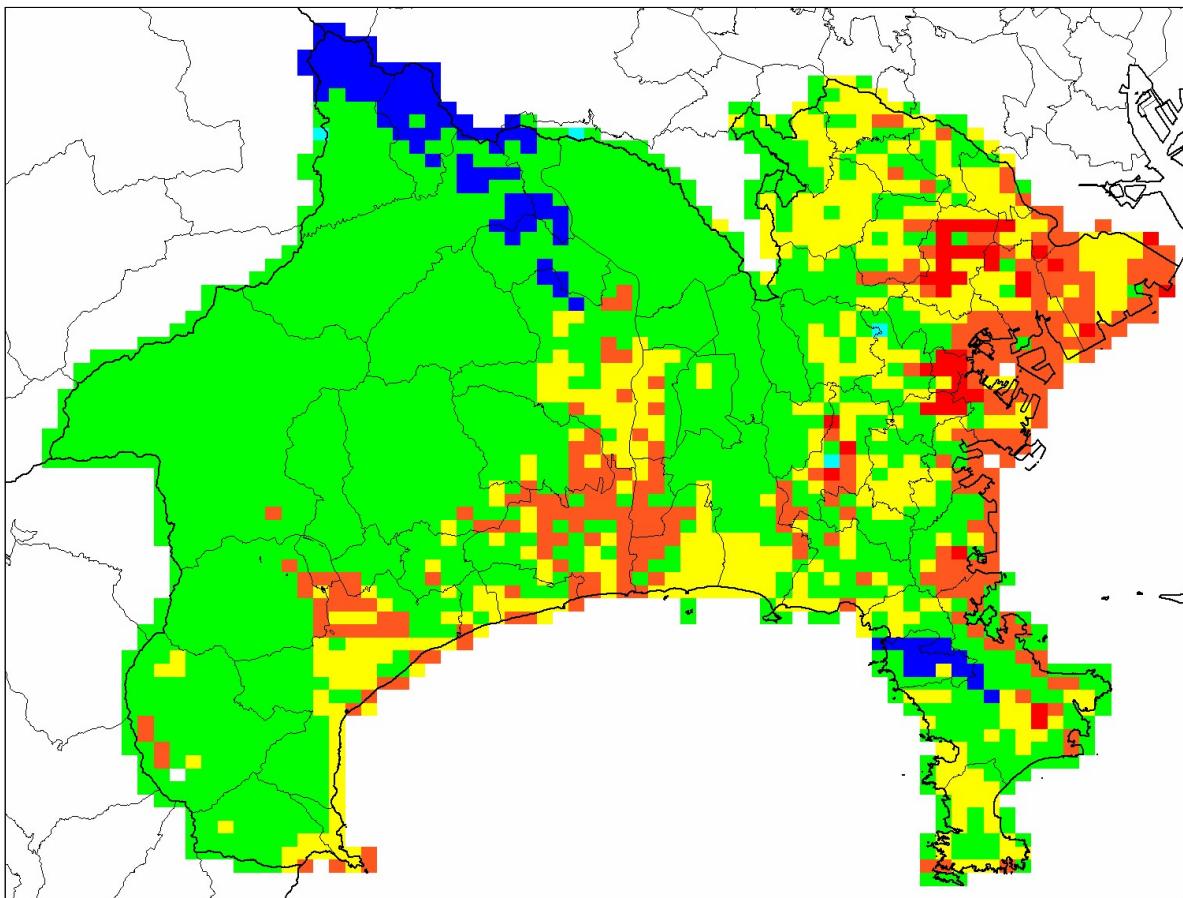
V-1 災害時の住宅応急対策

大規模災害が発生したとき、県及び市町村等が行う住宅の応急対策についてまとめると、おおむね下図のとおりとなります。



V-2 神奈川県の被害想定

図表 5-1-1 「神奈川県の表層地盤のゆれやすさマップ」



計測震度増分	色	
1.0 ~ 1.65	赤	ゆれやすい
0.8 ~ 1.0	オレンジ	
0.6 ~ 0.8	黄	
0.4 ~ 0.6	緑	
0.2 ~ 0.4	水色	
0.0 ~ 0.2	青	
-0.95 ~ 0.0	黒	ゆれにくい

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」について
平成17年10月19日内閣府政策統括官(防災担当)

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なります。

一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。

「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものです。

図表 5-1-2 神奈川県内で発生する可能性がある大規模地震における被害想定（冬の 18 時）

項目		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ・液状化	42,630 棟	15,600 棟	3,210 棟	210 棟	300 棟	
		急傾斜地崩壊	270 棟	210 棟	* 棟	0 棟	0 棟	
		津波	20 棟	20 棟	220 棟	2,760 棟	5,470 棟	
		計	42,920 棟	15,830 棟	3,430 棟	2,970 棟	5,770 棟	
	半壊棟数	揺れ・液状化	168,870 棟	72,850 棟	14,350 棟	4,950 棟	7,780 棟	
		急傾斜地崩壊	640 棟	480 棟	10 棟	0 棟	0 棟	
		津波	160 棟	340 棟	1,390 棟	8,280 棟	11,500 棟	
		計	169,670 棟	73,670 棟	15,750 棟	13,230 棟	19,280 棟	
火災	炎上出火件数 (件)		320 件	100 件	10 件	* 件	* 件	
	残出火件数 (件)		100 件	30 件	* 件	* 件	880 件	
	焼失棟数 (棟)		6,450 棟	1,760 棟	190 棟	190 棟	210 棟	
	津波による出火件数 (件)		* 件	* 件	* 件	10 件	20 件	
死傷者数 (人) (津波のみ 深夜 0 時)	死者数	建物被害	1,560 人	610 人	130 人	* 人	* 人	
		急傾斜地崩壊	10 人	* 人	* 人	* 人	30 人	
		屋外落下物	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人	
		ブロック塀等	50 人	20 人	* 人	* 人	90 人	
		屋内収容物	200 人	70 人	10 人	* 人	980 人	
		自動販売機転倒	* 人	* 人	* 人	* 人	* 人	
		火災	30 人	* 人	* 人	* 人	350 人	
		津波	0 人	0 人	120 人	330 人	780 人	
	計		1,850 人	700 人	260 人	330 人	19,780 人	
避難者数 (人)	1 日目～ 3 日目	避難所避難者数	639,050 人	239,640 人	26,520 人	36,600 人	55,940 人	
		避難所外避難者数	425,570 人	159,070 人	16,660 人	19,290 人	29,640 人	
		車中泊	141,470 人	52,610 人	5,020 人	3,750 人	5,870 人	
		自宅	129,770 人	48,030 人	4,170 人	1,210 人	2,040 人	
		親戚・知人宅	79,610 人	30,000 人	3,580 人	6,010 人	9,140 人	
		宿泊施設	29,990 人	11,330 人	1,410 人	2,560 人	3,880 人	
		その他勤務先等	44,730 人	17,100 人	2,480 人	5,760 人	8,710 人	
		計	1,064,620 人	398,710 人	43,180 人	55,890 人	85,580 人	
帰宅困難者 (人)			1,060,310 人	917,300 人	432,190 人	1,060,310 人	1,060,310 人	
自力脱出困難者 (人)			4,260 人	1,510 人	250 人	* 人	* 人	
災害関連死 (人)			4,260 人	1,590 人	170 人	220 人	340 人	
ライフ ライン 被害	上水道	被害箇所数 (箇所)	4,670 箇所	2,230 箇所	260 箇所	130 箇所	170 箇所	
		断水人口 (人)	2,634,710 人	968,020 人	78,180 人	17,180 人	29,870 人	
	下水道	被害延長 (km)	800km	420km	80km	150km	170km	
		機能支障人口 (人)	527,620 人	257,890 人	33,870 人	87,360 人	96,600 人	
	都市ガス	供給停止件数 (件)	267,450 件	27,690 件	13,480 件	0 件	0 件	
		供給支障件数 (件)	10,500 件	3,000 件	920 件	40 件	160 件	
	電力	電柱折損本数 (本)	2,690 本	980 本	220 本	180 本	340 本	
		停電軒数 (軒)	254,890 軒	124,870 軒	71,370 軒	203,580 軒	225,060 軒	
	通信	電柱折損本数 (本)	1,200 本	450 本	90 本	80 本	150 本	
		不通回線数 (回線)	298,450 回線	137,250 回線	51,280 回線	163,810 回線	183,490 回線	
交通被害	道路	落橋 (箇所)	49 箇所	9 箇所	7 箇所	0 箇所	746 箇所	
	鉄道	不通区間数 (区間)	110 区間	37 区間	6 区間	0 区間	321 区間	
	港湾	被害ベース数 (箇所)	24 箇所	19 箇所	0 箇所	1 箇所	27 箇所	
その他	エレベータ	停止台数 (台)	1,590 台	1,370 台	450 台	1,360 台	1,580 台	
	灾害廃棄物	閉じ込め者数 (人)	1,470 人	1,450 人	590 人	1,080 人	1,300 人	
	文化財	災害廃棄物量 (万t)	1,130 万t	380 万t	80 万t	70 万t	120 万t	
		津波堆積物量 (万t)	* 万t	* 万t	20 万t	60～80 万t	70～90 万t	
		震度 7 以上 (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	4 箇所	
		50cm 以上浸水 (箇所)	3 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	
		直接経済被害 (億円)	71,240 億円	28,150 億円	6,080 億円	6,340 億円	8,940 億円	

※ * は 1 以上 10 未満を示す。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※ 帰宅困難者数は、「通勤・通学者」と「観光客」の合計を示している。

V－3 応急住宅供給対策

1 一時提供住宅の供給

(1) 趣旨

災害が発生した際に、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給可能戸数を把握し、被災者に一時的な住宅を提供する。

(2) マニュアルの作成

「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」平成17年6月17日策定、平成28年4月改訂、令和3年6月改定。

2 応急仮設住宅の供給

(1) 災害救助法における位置づけ

地震等による大規模災害が発生し災害救助法が適用された場合、知事は法で定められた期間内に当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行う。

応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）がある。

(2) 救助実施市の指定

平成30年6月に災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の3つの政令指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市。以下3政令市。）は、平成31年4月に救助実施市に指定された。

県は、救助主体が複数存在することになっても、引き続き、県の広域調整の下で公平で迅速な応急仮設住宅の供給が行えるよう「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局所管）（以下、「県資源配分計画」という。）」の個別計画として「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を平成30年12月27日に策定した（令和7年6月10日改定）。

また、県資源配分計画を踏まえ、応急仮設住宅等に関する協定を、県、救助実施市（3政令市）及び関係団体と改めて締結した（本協定締結に伴い、県と関係団体との間で締結していた従前の協定を廃止）。

3 建設型応急住宅

(1) 規模

従前は、1戸当たり 29.7 m²（9坪・風呂付き）を基本としていたが、平成29年4月1日（内閣府告示第535号）より、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとされた。

(2) 建設型応急住宅の設置のために支出できる費用

一戸当たり平均の国庫負担額 7,089千円以内（各年度災害救助基準による）。

団地全体の平均が当該金額以内であること。内閣総理大臣との協議により、国庫負担を増額することも可能（災害救助法施行令第3条第2項）。

(3) 建設場所

毎年度実施している候補地調査により把握された公共空地等の中から、次の条件等を考慮して建設地を決定する。

- ・ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。（平成24年1月に標高情報を追加。）
- ・ 水道、電気等のライフラインの整備が容易であること
- ・ 仮設住宅の資機材の搬入等が容易であること
- ・ まとまった敷地であること
- ・ 日常生活に支障を来さない場所であること

災害時に迅速に建設場所が決定できるよう、候補地調査の結果はデータベース化している。

(4) 協定の締結

県及び3政令市（以下「県等」という。）は、建設型応急住宅の供給を実施するにあたり、資機材の調達及び要員の確保について、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会神奈川支部、（一社）日本ムービングハウス協会及び（一社）神奈川県建設業協会と協定を締結している。また、県等への助言、被災者相談等について、（一社）神奈川県建築士事務所協会と協定を締結している。

【応急仮設住宅の供給可能戸数】

当該供給可能戸数は、各団体の建設能力を、戸当たり 29.7 m² (9坪相当) に換算した値。

供給依頼先① (一社) プレハブ建築協会 (令和7年度報告分: 関東ブロック地区)

供給可能戸数	1か月以内	3, 000戸
	3か月以内累計	18, 000戸
	6か月以内累計	45, 000戸

(注) 前提条件

- a プレハブ協会提案の標準仕様及び標準プランで建設すること
- b 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと
- c 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器が確保されること
- d 生産資材、生産部材などの運搬手段が確保されること
- e 建設技術者、労働者が当該地域内外より確保されること
- f 建設地までの交通・輸送ルートが確保されること
- g 給排水・電気・ガス設備は、敷地内（団地内）の範囲とすること

供給依頼先② (一社) 全国木造建設事業協会 (令和7年度報告分)

供給可能戸数	1か月	500戸
	3か月	1, 500戸
	6か月	3, 000戸

供給依頼先③ (一社) 日本木造住宅産業協会神奈川支部 (令和6年度報告分)

供給可能戸数	1か月以内	1, 000戸
	3か月以内累計	3, 000戸
	6か月以内累計	6, 000戸

供給依頼先④ (一社) 日本ムービングハウス協会 (令和6年度報告分: 関東地域)

供給可能戸数	1か月以内	500戸
	3か月以内累計	1, 500戸
	6か月以内累計	3, 000戸

(5) 建設型応急住宅の供給に係る諸条件等

着工期間: 災害発生の日から 20 日以内（内閣総理大臣の承認で延長可）

供与期間: 完成の日から 2 年以内

入居者の負担: 家賃は免除とする。

集会等に利用するための施設の設置:

建設型応急住宅を同一敷地内又は、近接する敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を別途設置することができ、50 戸未満の場合でも戸数に応

じた小規模な施設を設置できる（内閣府告示第 228 号）。

建設型応急住宅としての福祉仮設住宅の設置：

福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう）を建設型応急住宅として設置することができる（内閣府告示第 228 号）。

4 賃貸型応急住宅の供与

(1) 規模

世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模とする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げのために支出できる費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額。

(3) 協定の締結

県等は次の 3 団体と、それぞれ、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を締結している。

- ① (公社) 神奈川県宅地建物取引業協会
- ② (公社) 全日不動産協会神奈川県本部
- ③ (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

(4) 協定の内容

上記の団体は、県等の要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供について、可能な限り協力する。

(5) 賃貸型応急住宅の供給に係る諸条件等

着工期間：災害発生の日から速やかに提供

供与期間：2 年以内（建設型応急住宅と同様）

入居者の負担：家賃は免除とする

(6) 救助の実績

令和元年東日本台風及び令和 6 年台風第 10 号により県内に災害救助法が適用され、賃貸型応急住宅の制度を実施した。

5 その他

(ア) 応急仮設住宅の供給に係る事前準備

応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。

（災害救助事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当）））

(イ) マニュアルの作成

「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」平成 18 年 9 月 20 日策定、平成 25 年度改正、平成 26 年度改正、平成 29 年度改正、令和 3 年 6 月改定。

V-4 持ち家再建支援

1 住宅の応急修理・障害物の除去

(1) 趣旨

災害救助法第4条に基づく住宅の応急修理・障害物の除去は、災害のため住家が大規模半壊、中規模半壊又は、半壊（半焼）、準半壊若しくは床上浸水等の住家被害を受け、自らの資力で修理・除去を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者などに対して、必要最小限の修理・除去を実施することにより、避難所等への避難や応急仮設住宅への入居の必要がなくなり、自宅での生活を営むことが可能となる世帯を対象に実施することとしている。

(2) 応急修理・障害物の除去の範囲、実施方法

屋根、居室、台所及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3) 修理・除去のために支出できる費用（各年度災害救助基準による）

応急修理：〈住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理〉

（準半壊以上） 1世帯当たり 5万3千9百円以内

〈日常生活に必要な最小限度の部分の修理〉

（大規模半壊、半壊） 1世帯当たり 73万9千円以内

（一部損壊（準半壊）） 1世帯当たり 35万8千円以内

障害物の除去：1世帯当たり平均 14万3千9百円以内

(4) 実施時期

応急修理：〈住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理〉

災害発生の日から 10 日以内に完了

〈日常生活に必要な最小限度の部分の修理〉

災害発生の日から 3 月以内に完了

障害物の除去：災害発生の日から 10 日以内に完了

(5) 協定の締結

県等は、（一社）神奈川県建設業協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）神奈川県建築士事務所協会と、それぞれ住宅の応急修理及び障害物の除去に関する協定を締結している。また、神奈川県電気工事工業組合とは、住宅の応急修理に関する協定を締結している。

(6) マニュアルの作成

「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」平成8年策定、平成19年度改正、平成25年度改正、令和3年6月改定。

(7) 救助の実績

令和元年東日本台風及び令和6年台風第10号により県内に災害救助法が適用され、住宅の応急修理及び障害物の除去の両制度を実施した。

2 相談体制の整備

(1) 趣旨

災害が発生したときに、被災住宅の再建支援のため、住宅金融及び建築の専門相談窓口を被災地域に速やかに設置することで、情報不足による被災者の混乱と不安を軽減し、円滑な住宅再建を図る。

(2) これまでの取組状況（協定の締結）

（ア）独立行政法人住宅金融支援機構との協定

平成28年3月22日に、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を締結し、独立行政法人住宅金融支援機構が、被災した県民に対し住宅再建及び住宅ローンに関する相談を行う体制を

整備した。(平成 17 年 9 月 1 日に県と住宅金融公庫首都圏支店が締結した協定の見直し締結。)

- ・ 県の要請を受け、機構職員が窓口相談を実施
- ・ 相談内容は①住宅再建、②住宅ローンの返済

(イ) (一社) 神奈川県建築士会、(一社) 神奈川県建築士事務所協会、(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会、(公社) かながわ住まいまちづくり協会及び(一社) 全国木造建設事業協会との協定

令和 6 年 5 月 31 日に (一社) 神奈川県建築士会、(一社) 神奈川県建築士事務所協会、(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会、(公社) かながわ住まいまちづくり協会及び(一社) 全国木造建設事業協会と協定を締結し、当該 5 会が県の要請に基づき住宅相談のための人員派遣を行う体制を整備した。(平成 17 年 9 月 1 日に県と (一社) 神奈川県建築士会と、令和元年 10 月 18 日に県と(一社) 神奈川県建築士事務所協会及び(公社) かながわ住まいまちづくり協会が締結した協定の見直し締結。)

- ・ 県の要請を受け、建築士や施工者等が窓口相談・現地相談を実施
- ・ 相談内容は、①修繕及び建替え等住宅再建に関する技術的助言、②修繕及び建替えに係る工事や見積り等に関する助言、③住宅再建に伴い必要となる手続き等に関する助言

(3) マニュアルの作成

「神奈川県被災住宅再建支援マニュアル(第 1 部・第 2 部)」平成 19 年 7 月 10 日策定、平成 27 年度改正。

(4) 住宅再建相談窓口の開設実績

令和元年東日本台風の対応において、上記(2)(イ)の協定(当時)に基づく要請により、かながわ災害時建築相談対策協議会((一社) 神奈川県建築士事務所協会、(一社) 神奈川県建築士事務所協会、(公社) かながわ住まいまちづくり協会で構成する協議会)が設立され、同協議会により住宅再建相談を実施した(国交省の補助事業を原資とした取組)。

令和 6 年台風第 10 号の対応において、住宅再建相談を実施した(国交省の補助事業を原資とした取組)。